

# クリアランスギャップセミナー会則

## [第1章 総則]

第1条 (名称)

本会はクリアランスギャップセミナーと称する。

第2条 (事務局)

本会の事務局は国立大学法人岐阜大学病院に置く。

住所 〒501-1194 岐阜県岐阜市柳戸1番1

TEL 058-230-6000

## [第2章 目的および活動]

第3条 (目的)

本会はクリアランスギャップ法に関連し、透析療法の発展に寄与するとともに、会員相互の知識・技術の向上を図ることを目的とする。

第4条 (活動)

本会はその目的を達成する為、次の活動を行う。

- 1 学術講演会
- 2 研究発表
- 3 その他、目的達成に必要な事項

## [第3章 会員]

第5条 (会員)

本会の会員は次の通りとする。本会の目的に賛同する医師および研究者、医療関係者とする。

ただし、本会の活動（講演会・セミナー等）に参加を希望する者は、これを妨げない。また、本会の参加費は別途定める。

第6条 (入会)

本会の会員は本会の活動（講演会・セミナー等）に参加し、入会を希望する者とする。

第7条 (参加費)

本会の会員および参加を希望する者は、本会の活動（講演会等・セミナー）に際し、参加費を納入しなければならない。

#### 第8条 （退会）

退会は自由である。

## **[第4章 役員]**

#### 第9条 （役員）

本会には次の役員をおく。

1. 代表世話人 1名
2. 副代表世話人 1～2名
3. 世話人 若干名
4. 顧問 若干名
5. 会計 1名

#### 第10条 （代表世話人）

代表世話人は世話人の中から世話人会の推薦により、これを選任する。代表世話人は会務を総理し、本会を代表する。

代表世話人は講演会（セミナー）などを主催し、世話人会の議長となる。代表世話人はその任期の間、世話人を兼ねる。また、代表世話人は副代表世話人を指名することができる。

#### 第11条 （副代表世話人）

副代表世話人は世話人の中から代表世話人が指名する。副代表世話人は代表世話人が本会の業務を履行できないときに、代表世話人に代わって本会の業務を遂行する。

#### 第12条 （世話人）

世話人は会員の中から世話人会の議を経て、代表世話人が委嘱する。世話人は世話人会を組織し、会務を施行する。

#### 第13条 （顧問）

顧問は会員の中から世話人会の議を経て、代表世話人が委託する。

#### 第14条 （会計）

1. 会計は世話人の中から世話人会の議を経て、代表世話人が委託する

2. 会計は本会を運営するにあたり、金銭の収支を管理する。
3. 本会の経費は参加費、その他収入を持って当てる。

#### 第15条 (役員任期)

本会の役員任期は定めないこととする。

## [第5章 世話人会および講演会等の開催]

#### 第16条 (世話人会)

1. 世話会は原則として、代表世話人が招集する。
2. 世話会の議長は、代表世話人とする。
3. 世話会は本会の運営に関し、これを補佐する。

#### 第17条 講演会等

講演会(セミナー)は年1回の開催を原則とする。

## [第6章 規約および解散]

#### 第18条 (規約)

本会の会則を施行するために必要とされる規約は世話会の決定によって定める。

#### 第19条 (解散)

本会は、世話会の議決を経て会務総会(講演会・セミナー等時)で報告しなければ解散することはできない。

- 附 則
1. この会則は平成 29年 8月 1日より施行する。
  2. 本会発足時の代表世話人を鶴川豊世武、副代表世話人を椋島成利とする。
  3. 本会発足時の世話人を百武徹、佐野吉彦とする。
  4. 本会発足時の会計を佐野吉彦とする。